転出証明書の交付申請書（郵送請求用）

※この用紙ではすでに転出された方のみ受付けております。これから転出する予定の方は郵送での申請はできません。

また、転出する方と同一世帯ではない方が届出人になるときは委任状が必要です。

詳しくは住民登録地の市町村におたずねください。

どなたの転出証明が必要ですか	申請日　　年　　月　　日
新しい住所 都 道　　市　　区　　町　　丁目　　番　　—　　号 府 県　　郡　　村　　番地	
新住所の世帯主氏名	転出した日 年　　月　　日
いままでの住所 飯塚市　　丁目　　番　　号 番地	
いままでの世帯主氏名	
転出した人の本籍	
筆頭者氏名	

転出した人の氏名	生 年 月 日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（有効期限内）
	年　月　日			有 ・ 無
	年　月　日			有 ・ 無
	年　月　日			有 ・ 無

届出人について

住所
氏名 ㊞ （※本人が自署している場合は押印不要）
連絡先（8時30分から17時15分までに連絡のとれる番号） （　　）　　—

転出証明書の送付先は必ず新住所地となります。新住所地を記入し、切手を貼った返信用封筒、届出人の身分証明書（有効期限内の運転免許証・保険証等）の写しを同封し、住民登録地の市町村役場の住民異動担当課へ請求してください。

〇マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方への注意点

有効期限内のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出処理終了後、転出証明書の添付がなくても新住所地で転入手続きを行うことができます。ただし、上記の転出した日が14 日以上遡る場合は、転出証明書が必要となります。

転入手続きを行う時は必ずマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持って、上記の転出した日より14日以内に、新住所地の市町村役場で転入手続きを行ってください。

詳しくは住民登録地の市町村へお尋ねください。